

田辺市都市計画マスタープラン(案)についてのご意見募集結果について

1. 意見募集の結果

(1) 期 間 平成21年11月10日(火)～11月25日(水)

(2) 意見者数 2名

2. 意見等の概要と市の考え方

(順不同)

番号	意見区分	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	地域別構想の地域区分について	歴史的・地域性・産業面からみて、会津川右岸地区が「中部地区」に区分けされていることが理解できない。計画立案の過程で選定された策定委員会で、会津川右岸地域と左岸地域の違いが理解されていたか疑問を感じる。	地域別構想の地域については、市街地の大きな成り立ちから見たまともり毎に区分しており、中部地域は早くから市街地が形成されたまともりある地域としています。集約的都市構造を目指す観点からも、昭和40年代に人口が集中していた区域を中部地域としています。 他の地区も含めて、地域区分に関する説明をマスタープランに追加修正します。
2	土地利用の方針について	用途地域(住居地域・準工業地域等)の地域分けが、不動産鑑定・土地家屋調査の観点のみと感じられる。その観点であれば、その地域の将来における産業について言及することに整合性がないのではないか。それは長期計画で述べるべき内容で、このように方針づけされると、今後20年の間に、新たな切り口で従来の産業と異なる地区産業の転換(開発)を図ろうと努力したくても、行政の力添えが得られにくくなるのではないか。	これまでの都市化が進む社会から安定・成熟した都市への移行を踏まえ、土地利用については、現行用途地域を基本とした配置としております。 一方、産業については、全体として低迷している状況であります。現状においては、現在の土地利用を大きく転換するような産業立地の計画が存在しないことから、土地利用計画の内容としては、現在の用途地域の配置を前提としながら、既存産業の活性化や新たな産業誘致に対応できる内容としています。 したがって、今後20年の間に、新たな切り口での産業の転換の兆しが見えた場合には、必要に応じて、このマスタープランを見直すことも考えています。

番号	意見区分	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
3	都市防災対策の方針について	<p>都市計画には住民の生活上に係る多様な計画も盛り込むべきものとする。その中で特に防災についての認識には疑問が残る。過去のデータから東部地域に突出しているが、会津川右岸は仕切られた河川堤や田辺港（田辺漁港）の大きな堤防があるだけに、津波が流入してくれば海水の逃げ場がない。これは南部地域に指定されている新庄町でも同じだが、港湾設備・防波堤のなかった頃の被害（昭和南海地震や明治大水害など天災）と今後予測される被害とは全く違うはずである。</p>	<p>都市防災対策に関し東部地域に突出しているとのことですが、例えば中部地域に関しては、まちづくりの方針の中で、浸水地域の解消のための各ポンプ機場の改築・更新を掲げており、具体名称は割愛していますが、会津川右岸の施設である江川ポンプ場等も含めて考えています。</p> <p>また、全体構想の都市防災対策の方針においては、共通事項として、都市基盤整備等のハード施策及び情報周知等のソフト施策の取り組みに努めることを掲げています。河川や港湾等の県が所管する施策についても連携を図って参ります。</p>
4	意見聴取について	<p>このような計画案は、委員による素案の段階で各町内会長の意見を聞き、その上で再度、委員会で微調整し、新聞公表などをすべきであるとする。加えて、意見募集の方法が閲覧のみで公聴期間が2週間であり、内容について深い検討を行うことや多くの市民の意見抽出が難しいと感じる。</p>	<p>都市計画マスタープランの策定にあたっては、学識経験者、各種団体の代表者、一般市民公募委員、市議会議員及び関係行政機関職員などで構成される策定委員会の意見を拝聴しながら検討を進めて参りました。この委員会は、会議、議事録、委員会構成を公開しております。</p> <p>また、今回実施させていただいた意見募集の期間については、都市計画法に基づいて行われる縦覧期間（2週間）に準じて設定いたしました。資料につきましては、本庁計画課以外に各行政局とホームページ上で閲覧いただけるようにしておりました。</p> <p>このように、市としては情報公開や意見聴取に努めていますが、今回のご意見を参考に、情報公開状況の周知徹底など、さらなる取り組みに努めて参ります。</p>

番号	意見区分	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
5	都市計画区域について	<p>北東部地域の「土地利用の方針」によれば、下三栖地区を都市計画区域への編入を検討しますとあるも、県作成の田辺都市計画区域マスタープランによれば、三栖地区全域として計画されており、相違しているのはなぜか？</p> <p>中三栖地区においてもすでに宅地開発等がなされており、後手の対応になっては秩序ある良好な町並みは形成されないと考える。</p>	<p>都市計画区域の見直しの考え方については、和歌山県が策定した田辺都市計画区域マスタープランにおいて、三栖地区の編入を推進していくことが位置づけられています。しかし、これは平成12年現在の開発動向等のデータを基に判断された内容であります。この度の田辺市都市計画マスタープランの策定にあたっては、平成12年以降の開発や土地利用動向を確認したうえで、新たな判断を行ったものであります。現時点においては、「都市計画区域のまとまりのイメージ」としての大まかな範囲の方向付けを行っております。</p> <p>実際の都市計画区域の見直しについては、都市計画マスタープラン策定後の取り組みとして、さらに詳細な調査を実施した上で検討します。</p>
6	都市計画区域について	<p>一般市民にとっては、「都市計画区域」ではどのような恩恵や制約があるのか、具体的なイメージが持てない。都市計画法が適用されることで、整備・開発等については建築確認制度が実施され、開発許可制度等の規制がかかり、また、都市計画税としての市税が課せられる。それらのことを市民に向けて十分に周知徹底すべきものとする。</p>	<p>都市計画区域の制度の説明については、その内容をわかりやすく説明する記述を加えて参ります。</p> <p>都市計画マスタープランでは、まちづくりの観点から都市計画区域の望ましい範囲を検討し、まちづくりの方針をまとめております。また、都市計画税については、目的税としての課税のあり方の観点から検討を進めております。</p>
7	公園・緑地について	<p>全体構想において公園・緑地の配置方針図があるが、旧市街地のみに基幹公園が表示されている。</p> <p>三栖地区にはなんら計画配置の方針が示されておらず、地区基幹公園を早急に計画に組み入れてもらいたい。当地区では新庄総合公園や扇ヶ浜公園は遠すぎて自転車や徒歩では利用しにくい。</p>	<p>三栖地区の公園・緑地については、現時点においては具体的な都市計画公園の配置計画はありませんが、宅地開発に併せた公園が整備されております。</p> <p>このマスタープランでは、既存公園の有効利用の促進を基本とし、新たな公園の新設や再整備に関しては、計画段階からの市民参画により、市民の皆様のご意見等を踏まえ、公園整備に努めて参りたいと考えています。</p>

番号	意見区分	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
8	道路計画について	<p>すべての市民活動の基盤は、現在社会においては道路が最も重要なものの一つと言える。</p> <p>市域は市町村合併により非常に広域となり、中心市街地と周辺旧市部や旧町村部との円滑な連携・効率が良く利便性に富んだ道路網が必要不可欠である。しかしながら、現状は周辺部から中心市街地に入るための道路が十分整備されているとは言えない。中心市街地の再開発が進められているが、その地区へ向けての道路改良整備が無くては集客効果が減少すると考える。</p> <p>また、上秋津や三栖地区を都市計画区域に編入を検討するのであれば、中心市街地との一体感がより強く醸成されなければならないものと考えます。</p>	<p>田辺市の都市計画区域における将来の都市構造では、中心市街地が位置する都市拠点と周辺地域の生活拠点などを有機的につなぐ連絡道路として、県道田辺龍神線や県道上富田南部線ほか2路線を地域間連携軸として位置づけ、「中心市街地との一体感の醸成」を目指しております。現在「海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業」や、そこから礪坂方面へ続く「都市計画道路元町新庄線整備事業」を進め、中心市街地部への連絡強化を図っています。また、交通施設の整備方針で、これらの路線を広域幹線道路・幹線道路等として位置づけ、未整備区間の効果的な整備推進と道路網の機能強化に努めて参ります。</p>